

答 申 第 274 号
平成20年 3月26日

千葉県議会議長 田久保 尚俊 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年8月23日付け千議第170号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第362号

- 1 平成19年5月28日付けで異議申立人から提起された平成19年4月27日付け千議第28号から第28号の7、平成19年5月21日付け千議第28号の8から第28号の23で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について
- 2 平成19年7月7日付けで異議申立人から提起された平成19年6月11日付け千議第94号から第94号の20で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が行った、平成19年4月27日付け千議第28号から第28号の7までによる公文書不開示決定及び平成19年5月21日付け千議第28号の8から第28号の23までによる公文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）並びに平成19年6月11日付け千議第94号から第94号の20までによる公文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）を取り消し、公開決定することを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 最高裁は、福井県職員の空出張をめぐる文書を県が非公開とした処分を取り消し、「県は外部に調査報告書を公表しているが、その基礎となった調査過程の文書もこれと同視し、開示の対象となると考えられる。」と認定した。また、大分県と大分県教育委員会が公金不正支出をめぐる内部調査の資料を非公開とした処分を取り消し、「県は調査報告書を公表しているが、その基礎資料となった文書もこれと同じく、公文書として公開の対象となる。」と述べた。

以上の最高裁判例より、政務調査費の収支報告書は公表されており、収支報告書の基礎資料である領収書も公文書として公開の対象となると解するのが相当である。

(2) 政務調査費は会派や議員個人の所得ではないので、その領収書の所有権は会派や議員個人にはない。政務調査費の領収書は議長に属する。会派や議員が保存している政務調査費の領収書を議長が公開するのは当然である。

(3) 2007年6月1日、西宮市情報公開・個人情報保護審査会は、政務調査費の領収書は「公文書と認められる」と判断した。政務調査費は、議員報酬ではなく、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派及び議員に交付される公金である。政務調査費は公用に支出された

- ものであるから、納税者である県民に対して領収書が開示されるのは当然である。当然の開示を阻むのであれば、千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「交付条例」という。）及び千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号。以下「交付規程」という。）が不備であると断じざるを得ない。
- (4) 西宮市情報公開・個人情報保護審査会は、「公金の費消については適切に行われなければならない、その証憑の確認ができることにより透明性が確保される」としている。収支報告書が3年間保存なのに、領収書は5年間保存しなければならないのは、領収書によってのみ適切な支出であったかどうか評価できるからである。
- (5) 交付条例第11条は、議長の調査権について、議長は、「収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」と定めている。すなわち、領収書はいつでも議長が会派や議員に対し提出させることができる性格の文書だということである。
- (6) 理由説明書によれば、「交付条例第10条の規定により各会派及び議員から議長あてに提出される収支報告書について、任意で提出される領収書等の支出証拠書類により支出の確認作業を行っており、作業終了後、領収書等の支出証拠書類は各会派及び議員に返還している。」と認めている。すなわち議長は、千葉県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務として領収書等の支出証拠書類を取得して支出の確認作業を行ったことを認めている。職員による支出確認作業が4月17日から5月31日までの間に行われたことも疑いない事実である。よって、政務調査費の領収書は、この期間中のいずれかの日に、事務局の職員が職務上取得した文書であった。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は以下のとおりである。

1 公文書不開示決定について

- (1) 異議申立人は、下記請求日①付けの公文書開示請求書で、議長に対し「平成18年度政務調査費について千葉県議会のすべての会派および所属議員の領収書一式」についての開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- (2) これに対し議長は本件決定1を行った。
- (3) 異議申立人はこれを不服として、平成19年5月28日付けで、本件

決定1の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を提起した。

- (4) また、異議申立人は、下記請求日②付けの公文書開示請求書で、議長に対し「平成18年度政務調査費についてすべての会派および所属議員の領収書一式」についての開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件開示請求」という。）を行った。
- (5) これに対して議長は、本件決定2を行った。
- (6) 異議申立人はこれを不服として、平成19年7月7日付けで、本件決定2の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て2」といい、「本件異議申立て1」及び「本件異議申立て2」を併せて「本件異議申立て」という。）を提起した。

請求日① 平成19年4月17日、18日、19日、20日、23日、24日、25日

平成19年4月26日、27日、28日、29日、30日、5月1日、2日、3日、4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日

請求日② 平成19年5月12日、13日、14日、15日、16日、17日、18日、19日、20日、21日、22日、23日、24日、25日、26日、27日、28日、29日、30日、31日

2 不開示の理由について

本件開示請求において対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、平成18年度政務調査費に係る領収書等の支出証拠書類である。

事務局においては、交付条例第10条の規定により各会派及び議員から議長あてに提出される収支報告書について、任意で提出される領収書等の支出証拠書類により支出の確認作業を行っており、作業終了後、領収書等の支出証拠書類は各会派及び議員に返還している。本件開示請求は、この確認作業中に行われたものである。

領収書等の支出証拠書類については、交付規程第8条により、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」とされている。

また、千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「公開条例」という。）及び千葉県議会公文書管理規程（平成14年千葉県議会告示第1号）により、公文書とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が保有しているものをいう、とされており、領収書等の支出証拠書類については、事務局の職員が取得した文書ではなく、議長が保有している文書でもないことから公開条例の対象となる公文書には当たらない。

なお、異議申立人は領収書等の支出証拠書類の所有権は議長に属するので、議長が公開することは当然である旨主張するが、議長は交付条例第11条の規定による調査権を有しているものの、この権利は当該調査を実施するに当たって、領収書等の支出証拠書類を管理、所有する会派経理責任者及び議員に対して必要な報告を命ずる、また、領収書等の支出証拠書類等の内容を閲覧するなど、当該調査の目的を達成するために必要と認められる権利であり、所有権にまで及ぶものではない。

仮に議長が当該調査を実施するに当たって、領収書等の支出証拠書類を一時的に手元に置いたとしても、議長はそれらの書類を当該調査のため預かっているに過ぎず、所有しているものではない。

以上の理由により、本件決定をしたものである。

3 異議申立てについて

異議申立人は、前記第2、2のとおり異議申立ての理由を述べており、要約すると「判例においては、公表された報告書等の調査過程の文書及び基礎資料は公開の対象とすべきであるとされていることから、政務調査費収支報告書の基礎資料である領収書についても公開の対象とすべきである。」、また、「政務調査費は会派や議員個人の所得ではないので、その領収書の所有権は会派や議員個人にはない。政務調査費の領収書は議長に属する。公開条例は、交付規程より上位であるから、会派や議員が保存している政務調査費の領収書を議長が公開するのは当然である。」とし、領収書等の支出証拠書類の不開示に対して異議を申し立てたものであるが、本件決定をした理由は前記のとおりである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 諮問までの経緯について

本件開示請求、本件決定及び本件異議申立ての経緯は前記第3、1のと

おりである。

議長は、本件異議申立て1及び本件異議申立て2については、趣旨や内容が同一であるとして、平成19年8月21日付けで異議申立て手続きの併合を行い、平成19年8月23日に当審査会へ諮問した。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成18年度政務調査費に係る千葉県議会のすべての会派及び所属議員の領収書等の支出証拠書類であると認められる。

3 政務調査費に係る領収書等の支出証拠書類について

(1) 政務調査費に係る領収書等の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）については、議長の説明するとおり、交付規程第8条により、会派の政務調査費経理責任者及び議員において整理保管し、保存しなければならないとされている。

一方、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項は、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」旨を規定し、同条同項を受けて、交付条例第10条で、会派の代表者及び議員に議長への収支報告書の提出を義務付けているものの、上記法令等は、領収書等を議長に提出することを会派や議員に義務付けてはいない。

(2) なお、交付条例第11条では、議長は、「収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」と規定しているが、議長に確認したところ、当該規定に基づく調査については、平成14年度に実施したのみであるとのことであり、本件対象文書について当該規定に基づく調査が行われた事実は認められない。

4 本件対象文書に係る不開示決定について

(1) 議長の説明によれば、法令等で領収書等の提出を義務付けてはいないが、毎年、収支報告書の提出時に会派及び議員に領収書等の原本を任意で提出してもらい、事務局の職員が、収支報告書に記載された金額との確認作業を行った後、会派及び議員に返還しており、本件開示請求はこの作業期間中に行われたものであるとのことである。また、議長に確認したところ、平成18年度の領収書等についてはすべての会派及び議員から提出されたとのことである。

さらに、議長は、領収書等は会派又は議員が取得し、会派の経理責任者及び議員に整理保管が義務付けられているものであり、事務局の職員

が収支報告書に記載された金額との確認作業を行っているとしても、それは返還を前提に一時的に預かっているだけであって、本件対象文書を事務局の職員が取得したとは言えず、議長が保有しているとも言えないものであり、よって、本件対象文書は公開条例第2条に定める公文書には該当しないため本件決定を行ったと説明する。

- (2) 本件対象文書は、上記のとおり、法令等により議長に提出することを義務付けられた文書ではなく、会派の経理責任者及び議員に整理保管及び保存が義務付けられた文書であること、また、写しではなく原本であることから、議長において、収支報告書に記載された金額との確認作業終了後、返還することとしていたとしても特段不合理とは認められない。

そこで、返還を前提に会派の経理責任者及び議員から提出された本件対象文書が公文書に該当するか否かについて、以下検討する。

- (3) 公開条例第2条によれば、公文書は、「事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が保有しているものをいう。」と規定されているところ、本件対象文書の公文書該当性の検討に当たっては、本件対象文書の性格、本件対象文書を提出する趣旨・目的、提出・利用の状況等、整理・保存や廃棄等の権限について個別具体的に判断する必要があると考える。
- (4) 議長に確認したところでは、領収書等を会派及び議員に任意で提出してもらい、収支報告書に記載された金額との確認作業を行っている趣旨・目的は、政務調査費制度の適正運用を期するためであり、また、確認作業は事務局の職員が分担して行っているとのことであるから、本件対象文書は事務局の職員が職務上取得した文書であって、事務局の職員が組織的に用いるものに該当すると認められる。
- (5) 一方、領収書等の提出方法、利用目的、利用期間、利用中の取扱い、返還方法等、領収書等の任意提出や確認作業に関する規定はなく、会派及び議員に対する領収書等の任意提出の依頼は議長が口頭で行い、領収書等を提出する際や返還する際の文書のやり取りもないこと、仮に領収書等が提出されない場合でも会派又は議員に対する提出の求めはしないこと、確認作業は領収書等が提出された順に行い、作業終了をもって順次、速やかに返還していること、また、領収書等については原本が提出され、事務局においてその写しは作成していないこと、さらに、領収書等は会派の経理責任者及び議員に整理保管及び保存が義務付けられているものであることから、議長が領収書等の整理・保存、廃棄等の取扱いを

判断する権限を有しているとは言えないことを考慮すると、本件対象文書については、その性格、提出・利用の状況等、整理・保存や廃棄等の権限にかんがみ、議長が事実上支配していると言えず、よって、保有しているものとは認められない。

なお、交付条例第11条の規定による調査が行われた場合は、議長が本件対象文書を保有する場合もあると考えられるが、上記3(2)に説明したとおり、本件対象文書について当該規定に基づく調査が行われた事実は認められない。

(6) 以上のことから、本件対象文書は事務局の職員が職務上取得し、事務局において事務執行のため利用されている文書に該当すると認められるものの、議長が保有しているものとは認められず、よって、公開条例第2条に定める公文書には該当しないものと認められる。

(7) 異議申立人の主張について

異議申立人は、政務調査費は会派や議員個人の所得ではないので、その領収書の所有権は議長に属するものであり、会派や議員が保存している政務調査費の領収書を議長が公開するのは当然である旨の主張等をしているが、これらは本件異議申立ての判断とは直接関係のない主張であり、当審査会では判断しない。

5 結論

以上のとおり、議長の行った本件決定は妥当である。

第5 附言

政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、地方議員の調査活動基盤の充実を図る等のため、地方自治法の改正により制度化されたものであるが、一方、国会における改正の趣旨説明によれば、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することも重要であるとされている。現在、千葉県議会においては、議長の諮問機関である「千葉県議会あり方検討委員会」が設置され、政務調査費についても検討を行っているとのことであるが、議長においては、政務調査費の一層の透明性を図る観点から、領収書等の公開を含め前向きに検討することを期待したい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 8. 23	諮問書の受理
19. 9. 20	議長の理由説明書の受理
19. 10. 30	異議申立人の意見書の受理
20. 2. 29	審議 議長から不開示理由の聴取
20. 3. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年3月18日現在)